

医療費等にかかる自己負担割合の判定誤りについて

(事案の概要)

香川県後期高齢者医療保険の被保険者の一部の方（7世帯8人）について、医療費等にかかる自己負担割合の判定に誤りがあり、本来、自己負担割合が1割と判定されるべきところが、3割と判定されていることが判明したものです。

このため、被保険者が医療機関を受診した際、3割負担で支払った医療費等については、負担金額が誤っているため、過払分（2割分）を被保険者の方に返還するものです。

1 誤っていた被保険者 7世帯8人

（内訳） 高松市 1世帯1人、丸亀市 1世帯1人、坂出市 1世帯2人、
観音寺市1世帯1人、三豊市 2世帯2人、琴平町 1世帯1人

2 返還金額 総額 281,035円

3 誤った負担割合による診療期間と人数

(1) 平成27年度 平成27年8月から平成28年7月診療分 2世帯2人

(2) 平成28年度 平成28年8月から平成29年4月診療分 5世帯6人

（参考：医療保険上の年度は8月～翌年7月）

※ ただし、平成29年5、6月に医療機関等で受診された被保険者の方については、現在、香川県国民健康保険団体連合会において、レセプト審査及び診療額の点検中のため診療額が確定していないことから、診療額が確定次第、返還額を算定し、被保険者に返還するものです。

4 誤りとなった原因について

前年の12月31日時点で世帯主が75歳に達しておらず、1月1日以降に75歳となる世帯主（75歳となった日から後期高齢者医療制度に加入）の世帯リスト（後期高齢者医療広域連合電算処理システムから出力したリスト）により、19歳未満の年少者がいる世帯をチェックし、年少扶養控除を行った後の所得により負担割合を判定することとなっている。

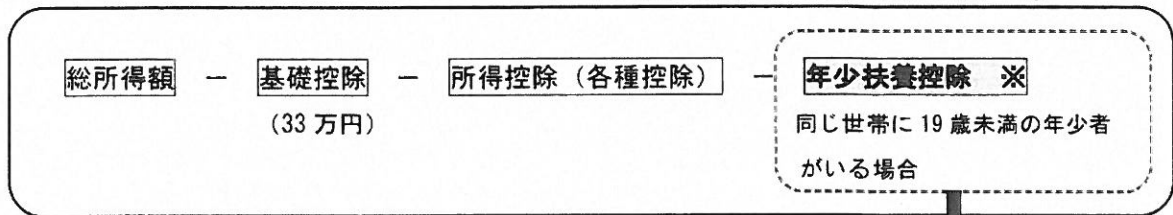
本年度分（平成29年度分）の確認作業を行っていた際に、前年度分（28年度分）

に年少扶養控除を行っていない世帯を発見したため、過去のリスト等を再度確認したところ、27、28年度において年少扶養控除を行っていない世帯を発見したものを。

5 医療費等の負担区分判定の基準について

次の基準で算定した被保険者の所得が145万円以上 ⇒ 自己負担割合3割

145万円未満 ⇒ 自己負担割合1割



※ 年少扶養控除

- ① 0歳から16歳未満の子どもの人数×33万円を控除
- ② 16歳から19歳未満の子どもの人数×12万円を控除

6 誤っていた被保険者への対応

後期高齢者医療広域連合事務局の職員が直接該当世帯に出向き、お詫びのうえ事情を説明し、返還の手続きを進める。(6月28日に全世帯への説明等完了)

7 再発防止策について

今回チェック漏れとなった世帯リストについて、各市町にも世帯リストを提供し、市町と後期高齢者医療広域連合での二重のチェックを行う体制とする。